

会議録

附属機関又は 会議体の名称	第10回 豊島区景観審議会	
事務局(担当課)	都市整備部 都市計画課	
開催日時	令和元年12月20日(金) 17時30分～19時20分	
開催場所	第1委員会室(本庁舎9階)	
会議次第	1. 開会 2. 議事 報告1 池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観 形成特別地区の変更について 報告2 豊島区景観計画色彩基準の変更について 報告3 景観重要公共施設の指定等について 報告4 豊島区景観計画における色彩基準の適用除外に かかる運用について 3. 閉会	
公開の 可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	(学識経験者) 後藤 春彦(早稲田大学大学院創造理工学研究科教授)・志村 秀明(芝浦工業大学工学部建築学科教授)・篠沢 健太(工学院大学建築学部まちづくり学科教授)・荒井 歩(東京農業大学地域環境科学部造園科学科准教授)・加藤 幸枝(有限会社クリマ取締役) (関係団体) 外山 克己(豊島区町会連合会副会長)・石坂 美穂(豊島区観光協会監事)・川野 恵可(公益財団法人東京屋外広告協会) (区議会議員) 芳賀 竜朗・西山 陽介・元谷 ゆりな・川瀬 さなえ・わがい 哲代・小林 弘明 (区 民) 佐野 佐知子・西澤 利夫
	幹事	都市整備部長
	事務局	事務局・都市計画課都市計画グループ
	その他	公園緑地課長
欠席者	委員	村木 美貴(千葉大学大学院工学研究科教授)・足立 勲(豊島区商店街連合会会長)・渡邊 裕之(豊島区建設業協会会長)・小山 清弘(東京都建築士事務所協会豊島支部支部長)
	幹事	政策経営部長、総務部長、文化商工部長、地域まちづくり担当部長、土木担当部長、環境清掃部長、教育部長
傍聴人数	1名	

## 審議経過

### 1. 開会

(事務局)

- ・年末のお忙しい中にお集まりいただきありがとうございます。
- ・定刻でございますので、第10回豊島区景観審議会を開催いたします。
- ・それでは、以降の進行を後藤会長にお願いいたします。

(後藤会長)

- ・それでは、議事日程に従いまして進行して参ります。
- ・まず、委員の出欠について、事務局よりご報告をお願いいたします。

(事務局)

- ・本日は、村木委員、足立委員、渡邊委員及び小山委員から事前に欠席の旨のご連絡、また佐野委員より少し遅れていらっしゃる旨のご連絡をいただいております。
- ・委員の半数の出席をいただいておりますので、豊島区景観条例施行規則第35条第2項の規定する定足数は満たしております。

(後藤会長)

- ・次に、本日の議事について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

- ・本日の議題は、次第に記載しておりますように、報告が4件でございます。
- ・報告1は池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区の変更について、報告2は豊島区景観計画色彩基準の変更について、報告3は景観重要公共施設の指定等について、報告4が豊島区景観計画における色彩基準の適用除外にかかる運用についてです。

(後藤会長)

- ・続いて、事務局より資料の確認と傍聴希望者の有無について報告をお願いいたします。

(事務局)

- ・まず資料の確認をいたします。事前に配布している資料が机上にも配布しておりますので、ご確認ください。資料の一覧は、議事日程の後半の部分に記載しております。
- ・報告1は、資料番号1と2及び参考資料が1と2、全部で4部の資料及び参考

資料がございます。報告2は資料が1部です。報告3は資料第1号及び資料第2号の2部でございます。報告4は、資料第1号の1部でございます。資料に過不足がございましたらお知らせください。

- ・引き続き、傍聴希望者につきまして、本日は傍聴希望者の方がいらっしゃいます。入室いただいてもよろしいでしょうか。

(後藤会長)

- ・本日の案件は、特段、傍聴を認めないようなものではないかと思いますが、お入りいただきましてよろしいでしょうか。
- ・特段のご意見がございませんので、入室を許可します。

(傍聴者入室)

## 2. 議事

### 報告1 池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区の 変更について

(事務局)

<資料を説明>

(後藤会長)

- ・ご説明ありがとうございました。
- ・豊島区では、区の重要な顔の一つとして、池袋駅東口を位置づけています。池袋駅東口周辺ですでに指定されている景観形成特別地区について、区域を拡大するとともに内容の解像度を上げ、一つ一つの道の性格、一つ一つの境界の性格、そうしたものを生かした景観まちづくりを目指すという、非常に意欲的な取り組みだと考えています。
- ・都市のイメージ研究によれば、新宿は東口や西口の高層ビル街、歌舞伎町等の面的なくっかのイメージの集まりからなり、渋谷は渋谷駅前のスクランブル交差点を中心に境界性ができているそうです。一方でこれまでの池袋は、池袋駅とサンシャインという二つの拠点がありながらも、その間のイメージがはっきりしていませんでした。

- ・今回の景観形成特別地区の改定は、こうした点に対して非常にきめ細やかに対応していこうという豊島区の姿勢があらわれているようにも思います。人々がどこで写真を撮ってSNSに上げているのかという分析をしても、池袋の場合は、写真の撮られている場所が池袋駅周辺に限られる傾向にあります。新宿では写真の撮られている場所の範囲が非常に広いですし、渋谷でも駅を中心にひろがりを見せる様子がかがわれます。
- ・いかに駅から人を歩かせて、そこに魅力のある場所を増やしていくか。これに対する豊島区の取り組みがハレザをはじめとするまちづくりであって、今回の景観形成特別地区の改定は、それを計画的にもサポートしていく姿勢の表れの1つではないかと見ています。

(委員)

- ・小路界限が拠点ゾーンの1つとして挙げられていることについて、これは地域の皆さんの強い要望を踏まえて、記載のような内容になっているのでしょうか。

(事務局)

- ・こちらは、地元の皆さんと話をしたというよりも、区としてこういったところを大切にしていきたい、という意思表示でございます。今後、説明会やパブリックコメント等を通じ、本案に対する区民の皆さまの意見を伺っていきたいと考えています。

(委員)

- ・昔の建物を残すというと、京都といった場所での昔の木造建造物を中心にした街並みを保全するというイメージが持たれますが、本地区のような飲食店街の建造物に対して、ある程度の規制をかけていくことの是非について疑問を持ちました。

(事務局)

- ・ご意見ありがとうございました。今回の景観誘導は、拠点ゾーンにおいて建物を保全しようという内容とは異なります。仮に本地区で開発が行われるのであれば、それはそれで進めていただく。ただ、開発計画を検討する中では、この小路界限の雰囲気ぜひとも残していただきたい。こうした意思の表れが、拠点ゾーンとしての位置づける意図でございます。
- ・したがって、防災性の向上等を図らないまま、現在の状況で保存しようという意思ではございません。このあたりについては、説明会等でも詳しく丁寧に説明していきたいと思っております。

(委員)

- ・テナントが建物を借りる際に、宅建協会等と連携して、景観条例としてどのようなアプローチを行うのでしょうか。

(事務局)

- ・景観に関する協議は、建て替えを含む建築物の新築や、大規模改修での外壁の色彩変更に際して、その前に行われるものです。
- ・したがって、借家人が外壁を変えるような場合は、景観条例に基づいて事前協議が必要となります。このことは、宅建業法に基づく重要事項になりますので、借家契約に際しての重要事項説明で説明されていると考えています。

(委員)

- ・テナントとしては、外壁をブランド色にしたり、ブランドイメージを表現したような絵としたりすることもあると思います。借家契約の後に例えばこれらが景観条例に抵触すると、大きなトラブルが生じると考えられます。
- ・豊島区景観条例での規制内容について、宅建業者はどれくらい承知しているのでしょうか。区内に事務所を有さない宅建業者が区内で業務を行うことは当然にあり得ることであり、規制内容の十分な周知が図られているかお答えください。

(事務局)

- ・例えば、外壁に屋外広告物を掲示する場合において、基本的にその建物の外壁面積の10分の3以下にしなければならないといった規制は、豊島区に限らず基本的に都内の自治体では同じような内容で運用をしております。
- ・中には、豊島区だけの規制もありますが、その規制についても物件を仲介する際の重要事項説明にて、仲介業者が借主に必ず説明することとなっておりますので、そこで一応の歯止めがかかっていると思っております。

(委員)

- ・先ほど他の委員からあったように、京都などのような景観的に統一化されている地域ではないところで、このように広範囲なエリアを景観誘導の対象とすることが、資産価値の低下や円滑な賃貸借の阻害になるのではないかと懸念がありました。
- ・ただ、景観の統一化がより良い街並みに資することは理解できますので、本内容の浸透については、宅建業界をはじめとする関係業界との連携をしっかりとっていただきたいと思います。

(委員)

- ・豊島区や池袋がテレビ等のメディアで紹介される機会も増えてきました。その際、最初の画面として駅を映して、そこから引いてくるという手法が多いように思います。そうした意味で、池袋駅やその駅前がエリアに入るこの景観形成特別地区は、豊島区の価値を上げていくことの一步になっていくという印象を持ちます。
- ・区では、池袋駅のコアゾーンガイドラインに、池袋駅及びその周辺での顔づくりを進めるとされていましたが、今回の特別地区の指定と同ガイドラインとの関係性について、ご説明ください。

(事務局)

- ・駅の大規模改修ということであれば、今回の景観形成特別地区等から景観誘導のアプローチをとるということになります。その一方で、現在、池袋駅西口で検討されているような大規模再開発については、建物のボリュームや配置等に関する誘導も必要となってくるので、そうした大規模な再開発に関して、別途景観に関する指針を設けるような形を検討しております。
- ・したがって、今回のエリアの拡大は、大規模開発を指導・誘導していくというようなものではなく、あくまでも一般的な規模の建て替えや外壁の塗りかえをターゲットにしているものでございます。

(委員)

- ・今回の改定では、照明による夜景の演出が新たに盛り込まれていますが、一昨日から池袋の西口公園にて専門の事業者さんのお力をいただき、イルミネーションが華々しく点灯されているところです。
- ・ポイント5にあります照明の演出に関する記述について、具体的にどのような照明やライトアップをイメージして目指していくのかについてご説明ください。

(事務局)

- ・今のご質問は、報告第1号の資料第2号の2ページにあります、景観形成基準の充実のポイント5「グリーン大通りの照明は南池袋公園の安らぎの演出と配慮し、暖かい光を基本とする」、「明治通り・池袋駅東口駅前についても、面的な光の演出に配慮する」の定性的な基準を設けている箇所に関するものだと思います。詳細な説明は割愛しましたが、参考資料の第1号には具体的な変更案の記載がございます。137ページの中段をご覧ください。夜間照明や光の演出についての記載がございます。

- ・実際のところ、池袋において、夜間景観の明確なイメージを有する場所は多くなく、これから誘導していくという部分でございます。グリーン大通りと南池袋公園は安らぎということで、蛍光灯ではなくて暖かい光ということで、お示しのと通りの基準を設けています。
- ・それ以外の「来街者を迎えるような光の演出」といった記載内容については、具体的なイメージを持ちにくいところとは承知しておりますが、今後、池袋駅周辺の夜間景観が変わっていく中で、記載内容の更なる充実や具体的な規制に改めていくことを考えております。

(委員)

- ・地域の方から「街路灯の球が切れている」や「照明の器具が古くて暗い」といった安全面を憂慮されるようなご意見等は多くいただきます。今回の夜間照明の誘導は、照明やライトアップによって、夜間の街並みを大きく変えるようなイメージで進めていかれることを目指しているのでしょうか。
- ・夜の明かりというのは、夜間の歩行者のためにあるのが基本だと思いますが、演出的な意図をもって照明やライトアップが行われていくことをイメージしているのでしょうか。

(事務局)

- ・夜間景観の基本的な考え方として、安全面を阻害しないことが大前提です。したがって、安全性を担保するため、照度についてはある程度確保していきます。また、ぎらぎらしたネオンのようなものは推奨しません。
- ・今回の夜間景観の誘導は、そういったスタンスのもと、今後どういった光の演出ができるかということを考えていく意味もでございます。とりあえずは漠然とした表現ではございますが、景観計画というのは生き物だというふうに思っておりますので、お示しした計画がある程度定着してきたら、さらに具体的な形で検討してまいりたいというふうに考えております。

(委員)

- ・私は、豊島区をごみの一つ落ちていないきれいな町、駅を上がってきたら本当にきれいと思われるような町にしていきたいと思い、景観審議会の委員を務めています。先ほどの小路界限については、朝にごみが散乱するような状況にならないよう、景観誘導の観点からアプローチできないのでしょうか。

(事務局)

- ・ごみが落ちていないという状況も、景観の重要な要素だと考えております。た

だ、この景観条例の中で、ごみを落とすことに対する規制や清掃を義務づけるような規定を設けることは難しいと思っています。

- ・ただ、この点について諦めているわけではございません。景観は、長い年月によって培われていくものだと思っています。例えば南池袋公園は、朝行くとともにきれいな状況になっています。それは、清掃業者が朝に掃除しているからです。小路界限に限らず、朝に清掃するようなことを日常化することは大切だと思っています。そうしたことを、地域の方が主体的に担ってくださるようなエリアにしていきたいという意味も込めて、景観形成特別地区の指定や改定を行っております。よい景観が形成されれば、そうした動きが加速してくるものだと信じております。

(委員)

- ・夜間照明について、既にグリーン大通りでは様々な店舗がそれぞれの思惑のもとに夜間照明を形成しています。今回の改定で、“やわらかい色”等の定性的な誘導を図ることを目指しているようですが、自由にやっている夜間照明について、それを一様に誘導することは難しい面があるのではないのでしょうか。

(事務局)

- ・グリーン大通りは、やわらかい照明にする目標を掲げており、これに基づいた街路灯になりつつあります。その一方で建物については、それぞれの夜間照明を今すぐ変えてくださいという話ではなく、建て替えや改修をするときに協力をお願いしていくこととなります。
- ・景観行政は強い強制力を有しているわけではなく、皆さまに理解していただく過程そのものも景観行政の一部であるという認識もございますので、丁寧な説明を通じて皆さまにご理解いただきたいと考えております。

## 報告2 豊島区景観計画色彩基準の変更について

(事務局)

<資料を説明>



(後藤会長)

- ・ご説明ありがとうございました。
- ・ご専門の加藤委員からご発言をいただけますでしょうか。

(委員)

- ・説明のあった色彩基準の案における屋根色は、現在流通しているほとんどの屋根材の色を含みます。したがって、一般的な計画をされる場合には、特段の問題が生じるとは考えにくいです。
- ・現行の基準では、屋根を外壁の一部として扱って、両者の色彩基準を同一のものとしていますが、むしろこの基準の方が違和感のある景観となりかねないという状況でした。したがって、色彩基準に屋根色を設けることは、望ましいと考えます。

(後藤会長)

- ・片流れの屋根も勾配屋根に含まれるのでしょうか。

(事務局)

- ・ご認識のとおりです。

(委員)

- ・資料では、現在の多くの屋根が明度4以下であると記載されている一方、屋根色の基準の案では明度が6以下になっています。そうすると、屋根色として現在よりも明るいものを許容する、という解釈でよろしいのでしょうか。

(事務局)

- ・資料第1号の3ページにございます「屋根色設定のイメージ」をご覧ください。オレンジ色で囲まれている部分が新たに定める部分です。従前は屋根色についても外壁と同じ青色の囲みで、明度の上限は9、下限は4まででした。今回の改定は、屋根に限って明度6から2を基準とし、暗い色まで認めるものです。

(委員)

- ・明度を6までとしているのは、モダンな住宅に合わせた、鋼板や金属等の明るめの屋根材を基準内に含めたためです。したがって、明るめの屋根色を推奨していくということではなく、屋根材で選ばれ得るものを一応網羅している、とお考えいただければと思います。

### 報告3 景観重要公共施設の指定等について

(事務局)

<資料を説明>

(委員)

- ・南池袋公園を景観重要公共施設にすることによる法的な影響をご説明ください。

(事務局)

- ・景観重要公共施設の指定は、施設管理者、この場合は区の同意を得て行います。そのため、施設管理者である区は、この整備方針に基づいて今後の整備や維持管理を行うことが求められることとなり、これが本指定による一定の制限と言えます。
- ・ただ、これは条例で定めているものではありませんので、どこまでの強制力があるかについては議論のあるところだと思います。いずれにせよ、施設管理者は行政ですので、時代が変わりこの指定内容が変わらない限りは、南池袋公園はこの整備方針で整備や維持管理が行われることとなります。

(委員)

- ・この指定によって、これから先に街が変わっていく中でも、指定した公共施設の景観について、区がコントロールしやすくなるということでしょうか。

(事務局)

- ・グリーン大通りと南池袋公園は、区が所有及び管理しておりますが、この担当者が変わったとしても、定めた整備方針にそって今後の整備や維持管理が行われていくということです。
- ・南池袋公園のこの居心地のよさをその周辺に波及させていきたいという思いから、景観形成特別地区からも景観誘導を図っていく意思の表れとして、資料のような文言を加えております。ただし、基本的にはグリーン大通り及び南池袋公園のそれぞれ単体について、現状のよさを継続するような維持管理にしていこうことを目指しています。

(委員)

- ・南池袋公園の芝について1点お聞かせください。芝生の保護のため、芝生に敷くものとしてハンカチは良いが、ビニールシートはだめといった議論があるか

と思いますが、これについて定まったルールというものはあるのでしょうか。

(公園緑地課)

- ・お尋ねの内容については、条例等ではなくローカルルールというような形で公園利用者の浸透が進んでいるところと考えています。芝生にビニールシートを敷かれるのは、多くは初めて公園にいらっしゃる方かと思います。
- ・ラシーヌというレストランでも、1,000円のデポジットで芝生に敷くものを貸し出していたり、近隣からも畳替えのときの畳表を寄贈していただいて芝生の横に置いたり、というような形が取られています。
- ・こうしたことがSNSとかそういうもので広がり、多くの方々に公園の独自のルールを守って芝を大事にしていこう、ということがこの3年半ぐらいでほぼ定着してきているところではあります。

(委員)

- ・こういった話をしたのは、景観重要公共施設の指定という機会を活かして、芝の活用とか芝に対する意識啓発を図ると非常に効果的ではないかと考えたからです。
- ・リニューアルから3年を経て、皆さま方のご苦勞で資料の写真のようにきれいな芝になっていますが、芝生にぼつぼつと穴が開いていくと、すぐに寂しい公園になってしまいます。景観重要公共施設が汚らしいような状態にならぬように皆で守っていく必要があるので、ローカルな公園のルールについて啓発が今一度必要ではないかと提言いたします。

(委員)

- ・グリーン大通りに関する資料の中で「ケヤキやクスノキに代表されるみどり豊かで美しい並木」という記述がありますが、私もこれには非常に同意するところではあります。
- ・質問としては、道路が景観重要公共施設に指定されるにあたって、幅員に関する規定があるのでしょうか。また、最近みたけ通りが完成しましたが、その樹木の選定過程では景観的な議論があまりなく、地域住民の意向ということで決まった経緯があります。新しくできる道路についても何か適用されるような方針はないのでしょうか。また、区の勧める街路樹は成長が遅いハナミズキでしたが、今回の指定方針と異なる部分を感じましたので質問しました。

(事務局)

- ・まず、景観重要公共施設に指定する通りの幅員の規定はございません。昨年度

に雑司が谷地域に景観形成特別地区を指定した際は、鬼子母神の大門ケヤキ並木も重要公共施設に指定しております。

- ・また、道路を重要公共施設に指定した場合は、整備に関する事項で並木の樹種等も記載されることとなりますが、指定されていない道路については、基本的には地元の皆さんの意見を踏まえ、剪定の手間等の観点も総合的に勘案して、植栽計画を作っていきます。樹種を変更した例としては、大塚の北口において、木が鬱蒼として暗かった状況でしたので、皆さんの意見を踏まえて樹種を変更したということもございます。景観重要公共施設ではなくても、皆さまの意見があれば、樹種の変更等は可能であると考えております。

(委員)

- ・条例によって樹種に厳しい制限をかけることは、確かに地域の意向を反映していないと言えますが、グリーン大通りは非常に良い道路だと思います。落葉のときは非常に大変でしょうけど、地域の人が一生涯懸命やってくれているので、きれいで夏場は涼しく、様々な意味でいい道路になっていると思います。
- ・そういった意味で、地域の意向ももちろん大事ですが、街路樹の樹種等に関して景観的な検討のできる体制が区にあるのであれば、それに沿うのも区民の姿の1つではないかとも思いました。

(事務局)

- ・今すぐご指摘のような形になるかは、難しいところがあると思いますが、区として景観を誘導するという立場からは、将来的にはそういった動きになる可能性はございます。
- ・ただ、そのような中でも皆さまの意向を度外視するようなものではありません。今後の景観まちづくりの議論の中で、そういった声が大きくなれば、ご指摘のような施策がとられる可能性もあるかと考えております。

(後藤会長)

- ・景観重要公共施設というのは、道路や河川、公園といった公共施設のうち、景観の質が比較的高いものを指定して、管理者である区等の行政自らがその質の高さを活かしていくものです。
- ・ただし、行政は税金で業務を行っていくことから、公共施設の管理は最低限のものとなる傾向にあります。しかしながら、先ほどの芝生の問題のように、それだけでは立ち行かなくなってしまう課題も多く考えられますので、例えば、公園やグリーン大通りにおけるイベント等を通じてお金を生み出し、そのお金

でこのグリーン大通りや南池袋公園といった公共施設の質をより高めていく、そういった好循環を生み出すことを目指すのが現在の大きな流れです。そうした流れを進めていく上でも、本件は、池袋を代表するこの二つを景観重要公共施設として育てていく意思の1つの表れではないかと理解しています。

- ・1点確認ですが“グリーン大通り”は通りの通称でしょうか。

(事務局)

- ・通称名です。

(後藤会長)

- ・そうすると、景観重要公共施設の指定客体を“グリーン大通り”と記述することに問題はないのでしょうか。例えば、グリーン大通りの始点は明確かもしれませんが、終点は定義されているのでしょうか。

(事務局)

- ・基本的に、五差路から区役所前の交差点ということで認識されています。

(後藤会長)

- ・その記載はどこにも無いのではないのでしょうか。

(事務局)

- ・具体的な表現については、改めて検討させていただきます。

#### 報告4 豊島区景観計画における色彩基準の適用除外にかかる運用について

(事務局)

<資料を説明>

(後藤会長)

- ・本案件は、3月に予定している景観審議会で改めて審議するのでしょうか。

(事務局)

- ・景観計画変更を内容とするものではございませんので、3月の審議会で諮問・答申を行うことは想定しておりません。

(委員)

- ・デザイン検討部会は、色彩基準を超過する色彩計画について超過の可否を判断する組織体なのでしょうか。

(事務局)

- ・色彩基準を超過するものの、周囲の景観等を踏まえて良好な景観形成に資する色彩計画について、適用除外に向けて手続を進めていくということです。
- ・したがって、色彩基準を超過する案件をすべてデザイン検討部会にかけるわけではなく、また、事業者からの圧力によって、その判断が変わるというものもございません。

(委員)

- ・デザイン検討部会ではなく、景観審議会で意見を聴取するような案件は想定されるのでしょうか。

(事務局)

- ・基本的には景観審議会で意見を聴取するのが基本でございます。ですので、運用について認めていただければ、アートトイレと同様な形で進めたいという本日はご提案ですので、皆さんでご議論いただいた結果を決定する形をとりたいと思います。

(委員)

- ・デザイン検討部会で審議した結果が景観審議会で報告されるというのであれば、景観審議会デザイン部会の意見を聴取した上で、景観審議会にて最終的な適用除外の可否の判断をする、ということと同義ではないでしょうか。

(事務局)

- ・事前協議期間が30日の案件が比較的多いですが、その期間に審議会を開催する余裕がないのでデザイン検討部会で代替したい、ということが本件の趣旨です。
- ・すべての案件について審議会を経る必要があるのであれば、その30日の期間内に判断することができないと考えております。

(委員)

- ・事前協議期間が30日から90日以内と定められているので、その間に審議会を開催することは物理的及び現実的に困難であるから、デザイン検討部会でその代替の役割を担うということですよ。
- ・それでは、30日から90日以内に審議会の開催が決まっていた場合は、審議会でも意見を聴取されるのでしょうか。

(事務局)

- ・時間的な余裕があるのであれば、そういう原則に戻るということは十分可能です。

す。ただし、事業者に対して、デザイン検討部会または審議会で審議を行う、という不確定なご案内を行うことは現実的ではございませんので、基本的にはデザイン検討部会で審議をすることが妥当だと考えています。

- ・デザイン検討部会での議論の中で、審議会での議論を要するという判断になれば、審議会での議論も可能とする運用にしたいと考えています。

(後藤会長)

- ・ただいまの発言は、景観計画中の「景観審議会で」という文言を「景観審議会デザイン検討部会で」という文言に書き換えたい、という内容に聞こえます。そうであるならば、報告事項ではなく、審議事項として取り扱う必要があるのではないのでしょうか。
- ・例えば、具体的な日付は決まってないものの、おおむね90日以内に審議会の開催が予定されているような場合は、審議会で議論する。その一方で、審議会開催の予定が立っておらず、また招集したとしても過半数の委員が集まらないことが見込まれる場合は、少人数のデザイン部会で対応する。これが「景観審議会等の意見を聴取する」ということの運用だと思いますし、報告事項としての許容される範囲ではありませんか。
- ・審議会で審議することを原則とし、事前協議期間である30日～90日以内に審議会を開催できない場合においてはデザイン検討部会で機動的に対応する、という整理が望ましいのではないのでしょうか。

(委員)

- ・資料では、景観審議会を開催できず色彩基準の適用除外を判断できないとき、アドバイザー会議で色彩基準に適合するよう指導を行わざるを得ないとありますが、こうした事例でデザイン検討部会は関わらないのでしょうか。

(事務局)

- ・分かりにくい記述であったかもしれませんが、期間的な条件から適用除外を受けられない場合は、適用除外がないものとしてアドバイザー会議に移っていくという意味でございます。

(委員)

- ・色彩基準の適用除外について審議するのは、本来的にはこの審議会であるべきだが、会議の開催が時間的に間に合わない場合には、デザイン検討部会で審議を行うということですね。
- ・審議の流れとして、デザイン検討部会で事業者計画の説明をさせ、それにつ

いて部会員とやり取りをした結果について、最終的に審議会で審議する方がスマートかもしれません。それでも審議会開催の時間的猶予がないのであれば、最終的な審議も含めてデザイン検討部会に委任することもあり得るかもしれませんが、実際の運用についてもう少しまとめられた方がよいと思います。

(委員)

- ・趣旨はわかりました。景観審議会を飛ばして色彩基準の適用除外を判断したいということではなく、スケジュール等の都合から景観審議会を開催できない場合において、デザイン検討部会で審議会の機能を補いたいということですね。
- ・そもそもこの案件について、アートトイレの件があって、このような整理をされたいということだと思いますが、今後想定されている適用除外に係る具体的な案件はあるのでしょうか。

(事務局)

- ・事前協議書が提出されるような規模についての適用除外の相談は、現段階で受けておりません。

(後藤会長)

- ・デザイン検討部会の部会長の志村委員はご意見ありますでしょうか。

(委員)

- ・事前協議期間に審議会の開催が間に合わない場合において、デザイン検討部会で色彩基準の適用除外の可否を決定するという事で進めていただければよいのではないかと思います。

(事務局)

- ・運用ルール(案)の基本的な考え方の二つ目において、「届出対象規模に満たない案件については、景観条例に基づく事前協議は行わないが、適用除外の可否の決定に際しては、デザイン検討部会で審議する」という提案をしております。
- ・ただいまの議論の中では、事前協議期間内で審議会を開催できない場合において、デザイン検討部会に適用除外の可否に係る権限を委譲するという形かと思えます。そうすると、今しがた申し上げた届出対象規模に満たない案件は、事前協議期間がありませんので、これに係る色彩基準の適用除外の可否に係る権限をデザイン検討部会に移譲するのは難しいと解釈してよろしいでしょうか。

(後藤会長)

- ・届出対象規模に満たない案件は事前協議を行わないということは理解できます



が、そもそも事前協議の無い案件をどのように把握し、そしてデザイン検討部会にかけることになるのでしょうか。

(事務局)

- ・例えばアートトイレのように届出対象規模に満たない案件でも、区の内部で行っているようなものは把握できます。このように、公が行う案件については、届出対象規模に満たないような小規模のものであっても、色彩基準をはじめとする景観のルールを遵守する必要があるものと思っております。
- ・その一方で、区の取り組んでいる事業の一部では、景観に係る基準の適用除外を必要とすることも考えられます。この場合において、施工期間等の制約の中で、審議会の開催を待てないような案件の適用除外については、デザイン検討部会に判断を譲る形としていただきたいと思いますと考えております。

(委員)

- ・施工期間に間に合わないから通してほしい、というような言い方は望ましくないように思います。例えば、「届出対象規模に満たない案件についても、公共的に景観へ与える影響が大きいもの、あるいは景観的な効果を狙っているものに関してはその可否を問うことを求める」というような文言のほうがいいと思います。
- ・豊島区のまちづくりの中では、にぎやかなことをやろうとしますよね。にぎやかなであればすべからず許容されるということではなく、あるルールにのっとることが望ましいという場合において、届出対象規模に満たない案であっても、景観的な効果を狙っているようなものは審議会にかけてください、というような書き方が望ましいと思います。